

新座市民ギャラリー設置要綱

(令和3年1月25日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 市民に文化・芸術作品の展示及び鑑賞の場を設け、もって市民の芸術、文化の振興及び向上に寄与するため、新座市民ギャラリー(以下「ギャラリー」という。)を設置する。

(利用目的)

第2条 ギャラリーは、創作活動を行っている個人又は団体が、当該活動で創作した美術及び工芸等に関する作品展示場として利用できるものとする。ただし、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認めたものは、この限りでない。

2 前項の目的での利用が予定されない場合、教育委員会が適当と認めたものは庁内の会議に係る会議室等として利用できるものとする。

(名称)

第3条 ギャラリーの名称は、市民ギャラリー1、市民ギャラリー2とする。

(休館日等)

第4条 ギャラリーの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用期間)

第5条 ギャラリーを引き続いて利用できる期間は、7日間とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用時間)

第6条 ギャラリーの利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 利用時間には、準備及び第12条に規定する原状回復に要する時間を含むものとする。

(利用許可の申請)

第7条 ギャラリーを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更・取消するときも、同様とする。

2 前項の許可又は変更の許可の申請は、新座市民ギャラリー利用(変更・取消)申請書(様式第1号)により行うものとする。

3 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の6か月前の月の最初の開庁日（市内に居住し、通勤し、又は通学している者以外の者及び市外の団体が利用する場合は、利用しようとする日の属する月の5か月前の月の最初の開庁日）から利用日の2か月前までの開庁日に受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用許可）

第8条 教育委員会は、前条の申請を受理し、適当と認めるときは、新座市民ギャラリー利用（変更・取消）許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、ギャラリーの運営上必要と認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第9条 教育委員会は、ギャラリーの利用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、ギャラリーの利用を許可しないものとする。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの
- (3) 営利行為を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消等）

第10条 教育委員会は、第8条第1項に規定する許可を受けたもの（以下「利用権利者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はギャラリーの管理上特に必要があるときは、同号の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって許可を受けたとき。
- (2) 前条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。

2 教育委員会は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第11条 利用権利者は、その権利を他のものに譲渡し、又は転貸して

はならない。

(原状回復)

第12条 利用権利者は、その利用が終わったときは、速やかに当該利用に係るギャラリーを原状に復さなければならない。第10条の規定により許可の取り消しの処分を受けたときも、同様とする。

(販売行為等の禁止)

第13条 ギャラリー内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

(利用料)

第14条 利用権利者は、利用許可を受ける際にギャラリーの維持管理に必要な費用の一部負担として、別表に定める利用料を納付しなければならない。

(利用料の減免)

第15条 教育委員会教育委員会は前条の規定にかかわらず、ギャラリーの利用が次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める割合を減額することができる。この場合において、その減額の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

- (1) 市内の幼稚園若しくは高等学校又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設若しくは第29条第3項1号に規定する特定地域型保育事業所が自らの行事に利用する場合 5割
- (2) 市内の社会福祉法人又は障がい者若しくは高齢者で構成する団体が自らの行事に利用する場合 5割
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育、文化、社会福祉等の増進に資する活動を継続していると教育委員会が認める団体が利用する場合 5割
- (4) 市の主催行事若しくは市民まつり又は市内の小中学校又は中学校が教育活動として利用する場合 10割

2 前項に規定するもののほか、地震、風水害等による被災者の収容その他教育委員会が公益上特に必要があると認める場合は、施設等の利用料を免除することができる。

3 前2項に規定する利用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該施設等の利用の申請の際、新座市民ギャラリー利用料減額・免除申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、利用料の減額又は免除の可否を決定し、新座市民ギャラリー利用料減額・免除決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（利用料の還付）

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ギャラリーの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) ギャラリーを、国政選挙等の期日前投票及び投票所として使用するとき。
- (3) 利用権利者の責めに帰することのできない理由により、ギャラリーを利用することができないとき。

（損害賠償）

第17条 利用者若しくは入場者は、ギャラリーの建物又は附帯施設を故意又は重大な過失により損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第18条 ギャラリーの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用期間中は、利用責任者を置くこと。
- (2) 許可を受けた目的以外にギャラリーを利用しないこと。
- (3) 許可又は承認を受けていない施設等及び物品を利用しないこと。
- (4) 承認を受けずに備品等を移動しないこと。
- (5) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を展示し、又は配布しないこと。
- (6) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (7) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) ギャラリー内は、火気を使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上必要な職員の指示に従うこと。

（利用結果の報告）

第19条 ギャラリーの利用者は、利用期間終了後、新座市民ギャラリー利用結果報告書（様式第5号）により、教育委員会に、ギャラリー

の利用結果を報告しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、ギャラリーの管理運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (令和3年教委告示第3号)

- 1 この告示は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 ギャラリーの利用に係る手続その他必要な行為は、この告示の施行前においても行う。

様式第1号 (第7条関係)

別紙

様式第2号 (第8条関係)

別紙

様式第3号 (第15条4項関係)

別紙

様式第4号 (第15条5項関係)

別紙

様式第5号 (第19条関係)

別紙

別表 (第14条関係)

施設名	(単位 円)
	全日 (午前9時から午後6時まで)
ギャラリー1	3,000
ギャラリー2	4,000

附 則 (令和3年教委告示第23-1号)

- 1 この告示は、令和3年4月20日から施行する。